

(仮称) こどもの権利に関する条例の基本的な考え方(骨子)案について

1 概要

(仮称)こどもの権利に関する条例(以下「条例」という。)については、文京区子ども・子育て会議などを通じて検討を進めてきたところである。この度、条例の基本的な考え方(骨子)案をまとめたので報告する。

2 条例の基本的な考え方(骨子)案 別紙のとおり

3 今後のスケジュール(予定)

令和6年	9月	議会報告	条例の基本的な考え方(骨子)案
	10月~11月	Webアンケートの実施	
令和7年	2月	議会報告	条例素案
	5月~6月	Webアンケートの実施	
	9月	議会報告	条例素案(修正版)
	10月~11月	パブリックコメント及び オープンハウス型説明会の実施	
令和8年	2月	議会提出	条例最終案
	4月		条例施行

(仮称) こどもの権利に関する条例の基本的な考え方（骨子）案について

タイトル

アンケートで聴取する意見等をふまえつつ、作成方針等を子ども・子育て会議等で検討する予定です。

前文

条例制定にいたる経緯、こどもをとりまく現状、これから目指す姿等について述べます。
アンケートで聴取する意見等をふまえつつ、作成方針等を子ども・子育て会議等で検討する予定です。

1 目的

児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支えていくことを目的とする。

2 言葉の意味

(1) 「こども」とは

区内に在住、在学、在勤するなど区内で生活し、活動する人かつ 18 歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当な人

※ 「これらの人と等しく権利を認めることが適当な人」には、18 歳の高校生のほか、こども基本法第 2 条第 1 項に規定される「心身の発達の過程にある者」を含む。

こども基本法 QA 抜粋

こども基本法では、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としている。

(2) 「保護者」とは

こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する人

(3) 「区民等」とは

区内に在住、在学、在勤する人
区内で活動する事業者、団体

(4) 「育ち学ぶ施設」とは

保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び又は活動するために利用する施設

3 基本理念

こどもの権利を保障する基本理念として、子どもの権利条約の4原則を掲げます。

こども基本法第3条 一部抜粋

- ①全てのこどもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ②全てのこどもは、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもは、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもは、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

4 こどもの権利

- ①命が守られ、及び尊重されること。
- ②健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
- ③安全・安心に過ごせること。
- ④遊び、学び、及び休むこと。
- ⑤様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、及び親しむこと。
- ⑥ゆったりと安心できる場所で休めること。
- ⑦くり返し挑戦できること。
- ⑧適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること。
- ⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- ⑩なやんでいること、困っていること等を相談できること。
- ⑪こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- ⑫身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること。
- ⑬あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- ⑭こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。
- ⑮自分の意見、考え、気持ち等を表明し、及びそれが尊重されること。
- ⑯仲間をつくり、集まること。

5 区の役割

こどもの権利を保障するための施策を実施し、環境を整備すること。

保護者が安心して子育てに取り組めるよう必要な支援を行うこと。

区民等及び育ち学ぶ施設と協力するとともに、その活動を支援すること。

国、都、その他の関係機関と連携し、こどもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めること。

6 保護者の役割

第一義的な責任を有することを認識し、こどもの権利の保障に努めること。

こどもが健やかに成長できるよう努めること。

7 区民等の役割

こどもの権利について理解を深めること。

地域社会全体でこどもを見守り、支援するように努めること。

事業者は、働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めること。

8 育ち学ぶ施設の役割

施設の活動において、こどもの権利の保障に努めること。

保護者及び区民等に対して施設の運営に関する情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するように努めること。

9 こどもの意見等の表明と参加

こどもは、自分の意見等を表明するとともに、社会的活動に参加することができ、それが尊重されること。

区は、こどもが自分の意見等を表明し、社会的活動に参加する機会の確保に努めること。

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動においてこどもの意見等の反映又はこどもの参加に努めること。

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見等の表明及びこどもの社会的活動への参加を促進するため、こどもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めること。

区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が非言語コミュニケーションを含め多様であることを考慮し、こどもの意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するように努めること。

10 こどもが安全・安心に過ごすことができる環境づくり

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもがありのままの自分でいられて、安全・安心に過ごすことができる環境づくりに努めること。

11 こどもの居場所づくり

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めること。

12 育ちと学びの環境づくり

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めること。

13 安心して相談できる環境づくり

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが悩んでいることや困っていること等について、安心して相談できる環境づくりに努めること。

14 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止

だれであっても、こどもに対して虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を行ってはならないこと。

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止及び早期発見に努めること。

区及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うこと。

15 貧困の防止

区は、全てのこどもがだれ一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの貧困の防止に取り組むこと。

16 こどもの権利に関する施策の推進

区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの権利に関する取組を推進すること。

具体的な推進体制等については、先行自治体の事例を参考に、検討を進めていきます。

17 こどもの権利に関する普及啓発

区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対して、周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うこと。

区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援をすること。